

## 【アメリカ】第 113 議会の成果

アメリカの著名なシンクタンクであるピュー研究所（Pew Research Center）が 2014 年末に発表した報告によれば、第 113 議会（2013～2014 年）は、近年で最も生産性の低い議会という記録を辛うじて免れた。同議会が成立させた法律の総数は 296 本であり、これは、直前の第 112 議会を 13 本上回ったものの、第 106 議会（1999～2000 年）以降で 2 番目に少ない実績となった。また、このうち、建築物の名称変更や記念コインの発行など儀礼的・形式的な法律を除く実質的な法律（ピュー研究所の基準による）は 212 本であり、こちらも第 112 議会を 4 本上回った。ただし、法律の成立時期については、2014 年 11 月の中間選挙後 1 か月余りの時期（いわゆるレームダック・セッション）のものが 111 本で全体の 37.5% を占めており、多くの法案を選挙後に先送りする近年の議会の傾向がより強まっていると分析されている。なお、111 本のうち上記の実質的な法律は 64%（71 本）に過ぎず、これは、第 106 議会以降の同時期で最低の割合となっている。（海外立法情報課・岩澤 聡）

## 【アメリカ】2014 年増税防止法

2014 年 12 月 19 日、2014 年増税防止法（P.L.113-295）が成立した。同法は、内国歳入法（IRC）において税の減免を定めた規定のうち、2013 年末又は 2014 年中に失効したものの多くについて、その効力を 1 年延長するものである。個人税については、地方売上税の税額控除、住居の売却に伴う債務免除額や通勤手当にかかる所得控除等 8 項目、ビジネス関連では、研究開発や中小企業の設備投資に対する優遇措置を含む約 30 項目、さらに、省エネ目的の住居改修支援などエネルギー関連の 11 項目が含まれる。同法は、2014 年度の納税申告にあたり、数百万の個人や企業に対する増税を回避するものとして歓迎される一方で、企業団体等からは、時限的な延長の繰り返しでは安定した投資計画の見通しが立たないなどとして、減税措置の恒久化を訴える声が出されている。なお、議会の合同租税委員会によれば、同法による 2015～2024 年度の 10 年間の歳入の減少額は 448 億ドルと見積もられている。（海外立法情報課・岩澤 聡）

## 【アメリカ】E-Label 法

アメリカにおいて、スマートフォン等の電子電波機器を流通・販売する場合には、連邦通信委員会（FCC）の認証が必要となるが、認証の証明として、機器の外装には物理的に認証マークを刻印しなければならない。しかし、これらの機器は技術革新により、急速に小型化しており、物理的な刻印が困難になりつつある。そこで、2014 年 11 月 26 日、2014 年電気通信機器認証の表示・アクセス・ブランディング拡大法（P.L.113-197）が制定された。同法（略称、E-Label 法）は、1934 年通信法第 7 部（47 U.S.C. 601 et seq.）を改正するもので、FCC に対し、電波機器についての認証の表示を外装に物理的に行うか、機器のディスプレイ等での電子的な表示を用いるかの選択を製造者に可能とする規則の制定やその他の適切な措置の実施を、法改正後 9 か月以内に義務づけるものである。ただし、これは FCC の認証マークのみが対象であり、外装への刻印が義務づけられている EU 等の他国の認証マークにつき、それらを免除するものではない。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【アメリカ】日焼け止め成分の審査促進のための法律

アメリカでは、日焼け止めは医師による処方が必要としない一般用医薬品（OTC 医薬品）であり、その成分は食品医薬品局（FDA）による審査と認可が必要である。現在、日焼け止めの 8 つの成分が、約 10 年間、認可待ちの状態にある。これらの成分は、他国での利用実績を基にした迅速な認可を目指す TEA という手続で申請されていたが、当該制度の欠陥により、審査が滞っていたためである。これらの審査を促進させるため、2014 年 11 月 26 日に日焼け止め改善法(P.L.113-195)が成立した。現在認可待ちである日焼け止め成分の審査につき、本法制定後最短 180 日、最長約 500 日の期限を設けること、新たに TEA により申請される日焼け止め成分についても審査終了に期限を設けること等を内容としており、FDA に対しては、日焼け止め成分の認可に関する新基準及び日焼け止め以外の OTC 医薬品の TEA による申請の効率的な審査を目的とした規則の 5 年以内の策定、スムーズな審査のための申請者用ガイドの作成等が義務づけられた。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【EU】欧州中央銀行の国債購入に係る EU 司法裁法務官意見

欧州中央銀行（ECB）は、2012 年 9 月、欧州債務危機後の難局打開のために購入総額が無制限で優先弁済権を持たない国債購入プログラム（OMT）の導入を決定した。OMT は実際には発動されなかったが、ドイツ連邦議会議員等が「この決定は加盟国の財政ファイナンスを禁じた EU 運営条約違反である」としてドイツ連邦憲法裁判所に提訴し、当該憲法裁が EU 司法裁判所に裁定を求めている。2015 年 1 月 14 日、EU 司法裁の法務官はこの件に関する「法務官意見」を提出した（Opinion of Advocate General (Case C-62/14)）。意見は、OMT は原則的に条約に違反しないが、実施する場合、加盟国への資金援助に直接的に関与するような方法は控えるべきで、OMT を正当化する状況・実施理由について適切な説明が必要であるとしている。EU 司法裁としての裁定は、この意見を参考に 2015 年中に出される見込みである。なお ECB は、意見提出を受けて「ECB は OMT の法的妥当性を確信している」旨の専務理事のコメントを発出した。（海外立法情報調査室・加藤 浩）

## 【EU】欧州戦略投資基金

2015 年 1 月 13 日、欧州委員会は、欧州戦略投資基金（EFSI）の創設に係る新しい規則案を公表した（COM(2015)10final）。これは、2014 年 11 月 26 日に欧州委員会が公表した、今後 3 年間にわたる新規の投資計画（COM(2014)903final, 本誌 262-1 号（2015 年 1 月）参照）に基づく提案である。EFSI は、欧州投資銀行（EIB）に設置され、3150 億ユーロの資金を動員し、例えば中小企業等が求める高めのリスクの投資の援助を行うことを想定している。EFSI の運営・管理には、全般的指針を決定する運営理事会（Steering Board）や投資プロジェクトを審査する投資委員会（Investment Committee）が当たる。プロジェクトの展開等の際に助言等をワンストップで行う「欧州投資顧問ハブ」の設置、EU 域内のプロジェクトに係る透明性の高い情報ルートの確立、プロジェクト支援で損失を被った際の補填に利用される EU 保証ファンドの設置も予定している。欧州委員会は、2015 年 6 月までに EFSI の運用を開始したいとしている。（海外立法情報調査室・加藤 浩）

## 【EU】自動車緊急通報装置の新型車への搭載

2014年12月17日、EU理事会は、自動車事故の発生時に自動的に緊急通報が当該車両から最寄りの警察署・消防署等に送られるシステム(eCall)に関連する無線装置の、新型車への搭載を義務付けた規則案(COM(2013)316final)に同意した。これは、同年12月1日の欧州議会とEU理事会の双方の代表者による協議での暫定的合意に対して正式に賛同したもので、規則の採択は2015年3月頃が見込まれている。eCallの無線装置は、EUの衛星航法システムで欧州版GPSと言われるGALILEO等の高度測位サービスと適合するもので、人命救助までの時間の大幅短縮と交通事故による死者数の大幅削減が期待されている。新型車の製造者は、2018年3月31日までに当該装置の搭載を開始することになる。なおeCallのシステムのEU全域への導入については、既に欧州議会とEU理事会によって、2017年10月1日までに実施するという決定(Decision No 585/2014/EU)が採択されている(本誌260-1号(2014年7月)参照)。(海外立法情報調査室・加藤 浩)

## 【イギリス】総選挙への動きと議会任期固定法の影響

2015年5月17日の総選挙を控え、新年早々各党の動きが活発化している。2014年12月時点の世論調査では、保守党と労働党の両党が競り合う状態で、2010年に続き第1党が単独政権を樹立できない可能性、加えて当時以上に主要政党の支持率が軒並み下がり、反比例して少数政党が伸長する可能性が予想されている。この状況下で大きな意味を持つのが、2011年議会任期固定法である。同法は、首相から国王大権である下院解散権を取り上げ、解散事由を下院の政権不信任決議(要過半数賛成票)又は自主解散決議(要3分の2賛成票)に限定しており、解散総選挙を困難としている。そもそも2011年法は、保守・自民連立政権を維持するため制定されたものであるが、次期総選挙後は多数派連立の形成がさらに困難となる可能性が指摘されており、逆にこの法律によって過半数議席を確保できない政権による不安定な政局が常態化しかねないと危惧されている。

(海外立法情報課・岡久 慶)

## 【イギリス】2014年託児支出法

2014年度の研究では、児童2人を終日託児施設に預ける世帯は年間1万1700ポンド(約215万円)の支出を強いられる。これは住宅ローン支払いの平均額を62%上回るとされ、女性の社会進出の大きな枷となっている。高騰する託児コスト(2003年度から10年間で77%上昇)に対応するため、政府は2014年12月17日、2014年託児支出法を成立させた。同法の施行期日及び細部は規則によって補足される予定であるが、導入する制度においては、いずれの親も週8時間を超えて就労しており、年収が一定額(15万ポンド(約2578万円)の予定)未満で、子が12歳未満の場合、最大年間2,000ポンド(約34万円)を上限として、託児に費消した額の25%を英国歳入関税庁が還付することとなる。これまでの制度では雇用主が、税・社会保険料控除を受ける代償として、①託児パウチャー交付、②託児所との契約又は③託児所運営等の託児支援を提供してきたが、この法律により個別世帯への支援に重点が置かれ、①、②は廃止されることとなる。(海外立法情報課・岡久 慶)

## 【イギリス】国民保健サービス(義務及び権限の修正)法案

同法案は、環大西洋貿易投資パートナーシップ（以下「TTIP」）による国民保健サービス（以下「NHS」）民営化の阻止を目的とした野党の議員提出法案である。TTIP は、現在米国と EU 間で交渉が進行中の、貿易投資の大きな枠組みであり、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」）の大西洋版といえる。TTIP にも TPP と同様、不利な扱いを受けた外国企業が該当国相手に訴訟を起こす手段（ISDS 条項）が設けられ、これが外国企業の NHS 事業への参入を後押ししかねないとの危惧が広がっている。EU は民間委託されていない公共サービスは ISDS の対象外との見解を示しているが、2012 年医療及び社会的ケア法が医療の自由化を定めており、これが ISDS 訴訟を招くと指摘されている。法案は問題となる 2012 年法の自由化に係る規定を廃止し、社会的連帯に基づく総合的保健制度の促進を国務大臣の義務と位置づけ、こうした訴訟の可能性を排除する。法案の成立可能性は極めて低い、広がりつつある TTIP への不安を反映した動きといえる。（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【ドイツ】高等教育における連邦と州の協力の強化に向けた基本法の改正

ドイツは連邦制国家であり、連邦及び州は原則として各々の所掌事務を独立して行う。しかし、基本法において許可されている分野においては、連邦と州が協力することができる。教育は州の所掌であるが、従来、基本法の規定（第 91b 条）により、連邦と州は、複数の州にわたり、テーマ及び期間を限定したプログラムの枠組みにおいて、高等教育機関における学術及び研究の計画を共同で助成することができた。この規定を根拠として、例えば「高等教育パッケージ 2020」が実施され、連邦と州は共同で、増大する学生数に対応するために、期限付きで資金の拠出を行ってきた。ドイツの将来のために学術及び研究の底上げが重要との認識から、基本法の当該規定が改正された（BGBl. I S.2438, 2015 年 1 月 1 日施行）。改正により、これまで期間限定で行ってきたプログラムを恒久的な制度とすることが可能となった。前提条件は、従前と同じく、①複数の州にわたる意義を有すること及び②全ての州がこれに同意することである。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】仕事と子育ての両立を改善するための親手当・親時間法の改正

親手当は、親手当・親時間法を根拠とし、育児休業（親時間）中の所得を補償するものである。育児休業者は、子の出生前の所得に応じて 1 月 300～1,800 ユーロの親手当を 12 か月まで受給することができる。親手当は、職場復帰後の短時間勤務（週 30 時間以内）でも受給することができるが、この場合、子の出生前の所得と短時間勤務の所得の差額を基準として親手当の額が決まるため、休業を継続した場合に比べて親手当の受給総額が少なくなり、職場復帰の時期を遅らせる者も多かった。母親の早期の職場復帰を支援し、父親の育児参加を促進するために、親手当・親時間法が改正された（BGBl. I S.2325, 2015 年 1 月 1 日施行）。改正により、短時間勤務の場合には、親手当を通常の 2 倍の期間受給することができるようになった（親手当プラス）。また、子育てを協力して行うために両親共に週 25～30 時間就業する場合には、更に 4 か月間、それぞれが親手当プラスを受給することができるようになった（パートナーシップ・ボーナス）。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】移民による社会給付の不正受給を防止するための立法

近年、ドイツにおいて他の EU 加盟国からの移民が増えるのに伴い、移民による社会給付の不正受給の問題が大きく取り上げられるようになった。連邦政府は、EU 域内の移動の自由は欧州統合の大きな利点であるという見解を示しつつ、この問題に対処するための法律案を連邦議会に提出した。これを受け、関係法律が改正された（BGBl. I S.1922, 一部を除き 2014 年 12 月 9 日施行）。その概要は、次のとおりである。①社会給付を不正受給した EU 市民に対して、5 年を上限として再入国を禁止することを可能とした。また、従来、EU 市民は求職のためであれば無制限にドイツに滞在することができたが、その上限が 6 か月とされた（EU 自由移動法の改正）。②低賃金で移民を不正に雇用する事業者等を取り締まる諸官庁の協力体制を改善した（不正労働法の改正）。③児童手当の二重受給を防ぐために、その受給には、税務識別番号による身元確認を必須とした（所得税法の改正）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ロシア】違法賭博の厳罰化に関する法改正

2014 年 12 月 22 日、連邦法第 430 号「ロシア連邦刑法典第 171.2 条並びにロシア連邦行政違反法典第 14.1 第 1 項及び第 28.3 条の改正について」が施行された。同法により、刑法典に第 171.2 条が改正され、政府の認めた場所及び手順に反して違法に賭博を行わせること及び賭博を行うことについての罰則が強化された。情報通信機器を使用してインターネット経由で違法な賭博を行った場合もここに含まれる。違法に賭博を行わせた者又は違法に賭博を行った者には、50 万ルーブル以下又は年収の 3 年分以下に相当する罰金、180 時間から 240 時間の義務労働、4 年以下の行動制限若しくは 2 年以下の禁固のいずれかが課される。ただし、集団で事前に共謀して賭博を行わせた場合又は賭博を行った場合及び多額の収入を得ていた場合については、100 万ルーブル以下又は年収の 5 年分以下に相当する罰金若しくは禁固 4 年（場合によっては 50 万ルーブル以下又は年収の 3 年分以下に相当する罰金を伴う）へと刑罰が強化される。

（海外立法情報課・小泉 悠）

## 【ロシア】労働力の流動性改善に関する法改正

2014 年 12 月 22 日、連邦法第 425 号「労働力の流動性改善を目的とした連邦法「ロシア連邦における住民の就労について」の改正及び個別の連邦法の規定の失効について」が施行された。これは 1991 年 4 月 19 日連邦法第 1032-1 号「ロシア連邦における住民の就労について」を改正し、各ロシア連邦構成主体が優先的に必要とする労働力を他の連邦構成主体から呼び込みやすくすることを目的としたものである。具体的には、優先的な労働力呼び込みプロジェクトのリストを連邦構成主体政府が作成することや、労働力呼び込み及び流動性改善のための補助金の支出などがその柱となっている。さらにこの改正では、職探しのためにロシア全国の求人情報を閲覧できる Web サイト「ロシアの労働」を政府の責任で整備することも規定している。具体的な求人の手続や、雇用者が記載すべき情報の一覧等については、連邦政府が規定する。

（海外立法情報課・小泉 悠）

## 【韓国】 たばこ価格を大幅値上げ

2014年9月11日、政府は、2,500ウォン（約270円）に設定されている一般的なたばこ価格を一気に2,000ウォン（約220円）値上げする方針を明らかにし、同年9月22日、関連法（国民健康増進法、地方税法及び個別消費税法）の改正法案を国会に提出した（本誌第261-2号（2014年11月）参照）。これに対し野党は、値上げは庶民に対する増税であると批判し、値上げ幅の縮小を訴えた。最終的に国会審議において、①値上げ幅は縮小しない、②地方交付税法を併せて改正し、個別消費税（値上げ分の約30%に相当）の20%を消防安全交付税として地方公共団体に交付する、③政府案の中の、たばこ価格と物価上昇率等との連動に関する条項を削除し、政府案では従価税とされていた個別消費税を従量税に変更する、④政府案の中の、パッケージへの警告画像の表示の義務化に関する条項を削除することで与野党の調整が図られ、同年12月2日、関連法案が国会本会議で可決された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】 船舶の安全航行に関する法改正

セウォル号事故を契機として、政府組織再編や天下り規制に関する法律が制定・改正された（本誌第262-1号（2015年1月）参照）。さらに、2015年1月6日、船舶の安全航行に直接関係する法律（海運法、船員法及び船舶安全法）も改正された。海運法の改正により、多数の生命・身体を危険に晒す海難事故を引き起こした旅客運送事業者に対しては、免許の取消しに加え、免許の再交付も不可能となった。また、船員法の改正により、船長が直接操船しなければならない区間（出入航時、狭い水路等）が拡大するとともに、船長に対する出航前の報告義務（貨物の状態等）や、船員に対する勤務中の制服着用義務に関する条項が新設された。さらに、船舶安全法の改正により、船舶の改造には海洋水産部（部は省に相当）長官の許可を要することとなった。許可なく船舶を改造した船舶所有者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処せられる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【中国】 外資銀行管理条例の改正

2014年11月27日、「中華人民共和国外資銀行管理条例の改正に関する国务院の決定」が公布され、改正条例が2015年1月1日から施行された。外資銀行管理条例は、外資銀行の設立、登記、業務範囲、監督管理等について定める。2006年12月11日に施行された旧条例は、外資銀行の参入や人民元業務等についてかなり厳しい規制を設けていた。今回の改正は、旧条例における規制を大幅に緩和し、銀行業の対外開放を推進することを目的としている。改正により、外資銀行及び外資との合弁による銀行が中国国内に支店を設立する場合、本店からその支店へ1億元（1元は約19円）相当以上の運転資金の無償提供を義務付ける規定が撤廃された。外資銀行が中国国内に支店を設立する条件として、中国国内に既にその代表機関が設立されていることを定めていた規定も撤廃された。また、外資銀行による人民元業務取扱いの申請に関しても、中国国内での営業実績が3年以上から1年以上に改められるなど、申請条件が緩和された。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【中国】不動産登記暫定条例の制定

中国の物権法（2007年10月1日施行）は、不動産について統一登記制度を実施すると規定しているが、これまで未整備のままであった。土地や建物の所有権、使用権、抵当権、地役権等の登記関連業務は、土地管理法、都市不動産管理法、農村土地請負法、森林法等の規定に基づいて、各所管官庁が個別に担当してきた。そのため、重複登記や登記漏れの発生、手続の煩雑化、業務の非効率等が問題となっていた。2014年11月24日に公布された不動産登記暫定条例は、国による不動産統一登記制度の実施とその厳格な管理により、登記申請を簡便にし、権利者の合法的な権利利益を保護することを目的としている。条例は、総則、不動産登記簿、登記手続、登記情報の共有及び保護、法的責任、附則の全6章35か条から成り、不動産登記業務に対する国土資源省の指導監督責任の明確化、統一的な不動産登記情報管理プラットフォームの構築等の内容が含まれる。条例の施行日は2015年3月1日である。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【台湾】教育の多様化をめぐる立法動向

台湾では近年、国際競争力のある多様な人材の育成が学校教育の重点とされているが、過度な受験競争の是正、心身共に健康な人材の育成も大きな課題である。多元的な教育の推進は、そのような課題の解決に向けた主要な施策の1つと位置付けられ、関連法の整備が進められている。2015年1月14日公布・施行の技術・職業教育法（全29か条）は、技術教育、職業体験学習、在職者訓練の強化拡充等について定めるものである。また、2014年11月12日公布・施行の学生指導法（全24か条）は、学生の心身の健康と全人的な発達を促進するため、学校に専任の指導教師及びカウンセラーを置き、学生の状況に応じ3段階に分けて指導を行うことを定めている。一方、学校運営や教育内容の多様化に関しても、2014年11月、学校型実験教育実施条例、高級中学（日本の高校に相当）以下教育段階非学校型実験教育実施条例、公立国民小中学校（日本の小中学校に相当）運営民間委託条例が相次いで制定されている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【オーストラリア】最近の難民の受入れ状況

2013年7月 - 14年6月の難民統計が2014年秋以降順次公表されている。その出生地は中東・アジア情勢などを反映してアフガニスタンやイランなどが依然として多い。2014年の全世界の難民が戦後初の5000万人超と言われるが、移民を重視してきた豪でも人道プログラムによる永住ビザを年13,750に制限するなど課題が浮き彫りになっている。海路から入国しようとする庇護希望者（asylum seeker）をパプア・ニューギニアとナウルに設置した収容所に収容して申請を遮断しようとする政策や、不安定な地位を強いるという理由で一旦は廃止された一時保護ビザを復活させるなどの現政権の政策に対する議論の材料にもなりそうである。

国外申請	難民プログラム	難民ビザ	4,730
		国内特別人道ビザ	717
		緊急救助ビザ	2
		危険に直面した女性ビザ	1,052
	特別人道プログラム	4,515	
		小計	11,016
国内申請	海路到着	545	
	海路以外	2,207	
	小計	2,752	
		人道プログラム計	13,768

難民認定数(人)。豪政府資料等から筆者作成。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

## 【インドネシア】 深まる与野党対立による国会の停滞

2014年11月から開催されていたインドネシア国会第1回本会議は、与党連合と野党連合の厳しい対立の結果、向こう5年間の国会任期中に優先的に制定が目指される法案のリストである国家立法計画を採択できないまま、同年12月5日に閉会した。同年7月の大統領選挙において僅差で当選を果たし10月に就任したジョコ・ウィドド大統領にとって、大統領就任後初めての国会であったが、国会対策での困難さを露呈した形となった。大統領選挙に先立って2014年4月に実施された総選挙で、与党の闘争民主党は議席占有率2割に満たず、総選挙後の連立工作によって形成された与党連合も、国会の過半数を占めるに至らなかった。インドネシアでは、1998年の民主化後の改革によって、大統領の権限が大幅に弱められ、国会の協力なしには法律を制定することはできない。一方の国会も多党化が進み、大統領は閣僚ポストなどを見返りに、国会で他党と連立を組まざるを得ない状況が続いている。

(海外立法情報課・藤倉 哲郎)

## 【ベトナム】 デモ法制定をめぐる動向

2014年5月30日に国会が採択した、2015年に制定を予定する法令のリスト（立法プログラム）に、デモ法が盛り込まれている。デモ法は、南シナ海島嶼領有問題をめぐり国内で反中国デモが続発していた2011年9月に、グエン・タン・ズン首相によって異例の直接提案がなされたものである。ベトナムでは、デモの権利は憲法で認められた国民の基本的権利の1つとされているが、その具体的運用を定める法律はない。政府の狙いは、デモを法律の範囲内に規制することにある。2013年6月に、2014年の立法プログラムに同法を盛り込むことが検討されたが、国会内で議論が分かれ、先送りされていた。2015年の立法プログラムに盛り込まれたことで、2015年前半の会期での審議、後半の会期での制定が予定される。しかし、2014年12月30日に開かれた政府の月例会議において、関係者から立法プログラムからの取下げが進言され、首相がその提案を却下するという一幕があり、同法制定は引き続き難航する可能性がある。

(海外立法情報課・藤倉 哲郎)